

大阪市告示第1345号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年9月30日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年10月1日（水）	午前9時から
	令和7年10月3日（金）	午後9時45分まで
	令和7年10月5日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年10月6日（月）から 同月8日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和7年10月10日（金）	
	令和7年10月12日（日）から 同月13日（月）まで	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年10月14日（火）から 同月15日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和7年10月17日（金）	
	令和7年10月19日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年10月20日（月）から 同月22日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和7年10月24日（金）	
	令和7年10月26日（日）	午前9時から 午後7時30分まで

	令和 7 年10月27日（月）から 同月29日（水）まで	午前 9 時から 午後 9 時45分まで
	令和 7 年10月31日（金）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）